

軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

平成18年4月の介護報酬改定により、軽度者に対する福祉用具貸与は、その状態像から利用が想定しにくい種目（以下、対象外種目という）については、原則として介護保険での保険給付ができなくなりました。ただし、軽度者であっても、一定の要件を満たすことにより保険給付を受けることができます。また、平成19年4月にその一定の要件について見直しが行われております。

● 福祉用具の対象外種目及び軽度者

福祉用具の対象外種目及び軽度者は、下表のとおりです。

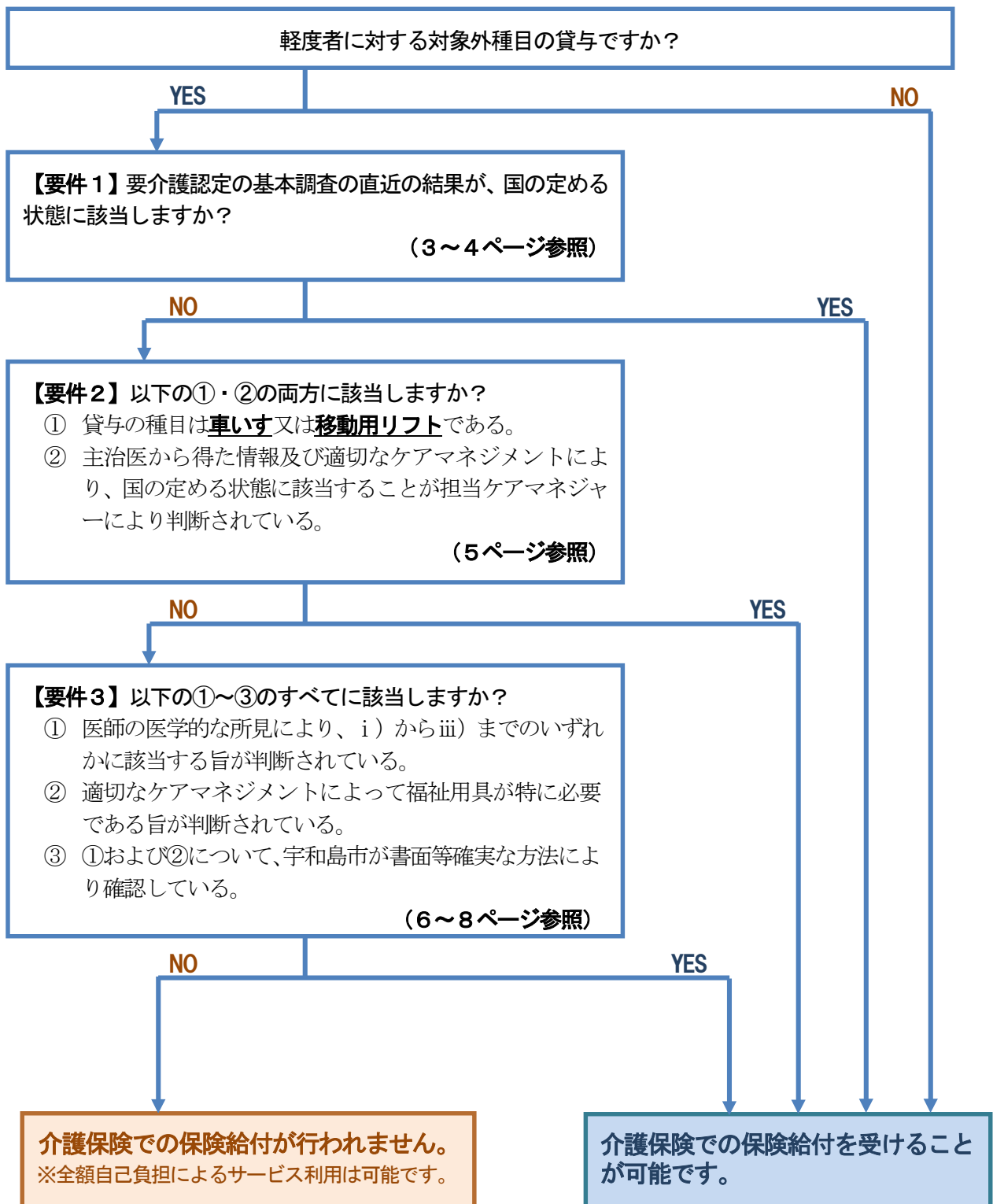
※軽度者でも一定の要件を満たせば保険給付可能

種 目		要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
車いす	対象外種目	※	○	○
車いす付属品	対象外種目	※	○	○
特殊寝台	対象外種目	※	○	○
特殊寝台付属品	対象外種目	※	○	○
床ずれ防止用具	対象外種目	※	○	○
体位変換器	対象外種目	※	○	○
認知症老人徘徊感知機器	対象外種目	※	○	○
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	対象外種目	※	○	○
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	対象外種目	※	※	○
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のもの。）		○	○	○
手すり		○	○	○
スロープ		○	○	○
歩行器		○	○	○
歩行補助つえ		○	○	○

○…保険給付可能

● 軽度者に対する福祉用具貸与の要件（フロー図）

軽度者が福祉用具貸与の保険給付を受けることができる要件は、大きく分けて3つあります。どの要件に該当するかは、以下のフロー図で確認してください。

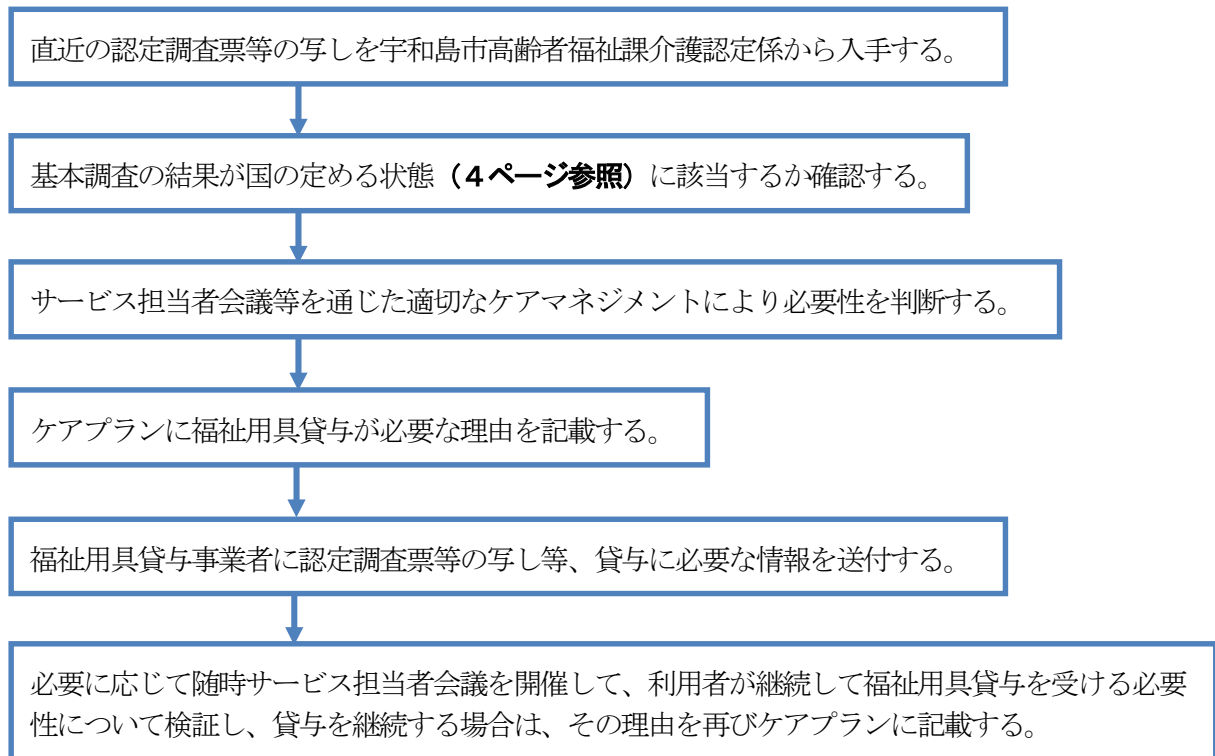


※ 【要件1】又は【要件2】により必要性を判断した場合は、宇和島市への確認手続きは必要ありません。

※ 【要件1】又は【要件2】のどちらにも該当しない場合に、【要件3】の判断及び宇和島市への確認手続きが必要となります。

● 要件1の詳細

○ 要件に該当する場合の手順



○ 注意点

※ 宇和島市への確認手続きは必要ありません。

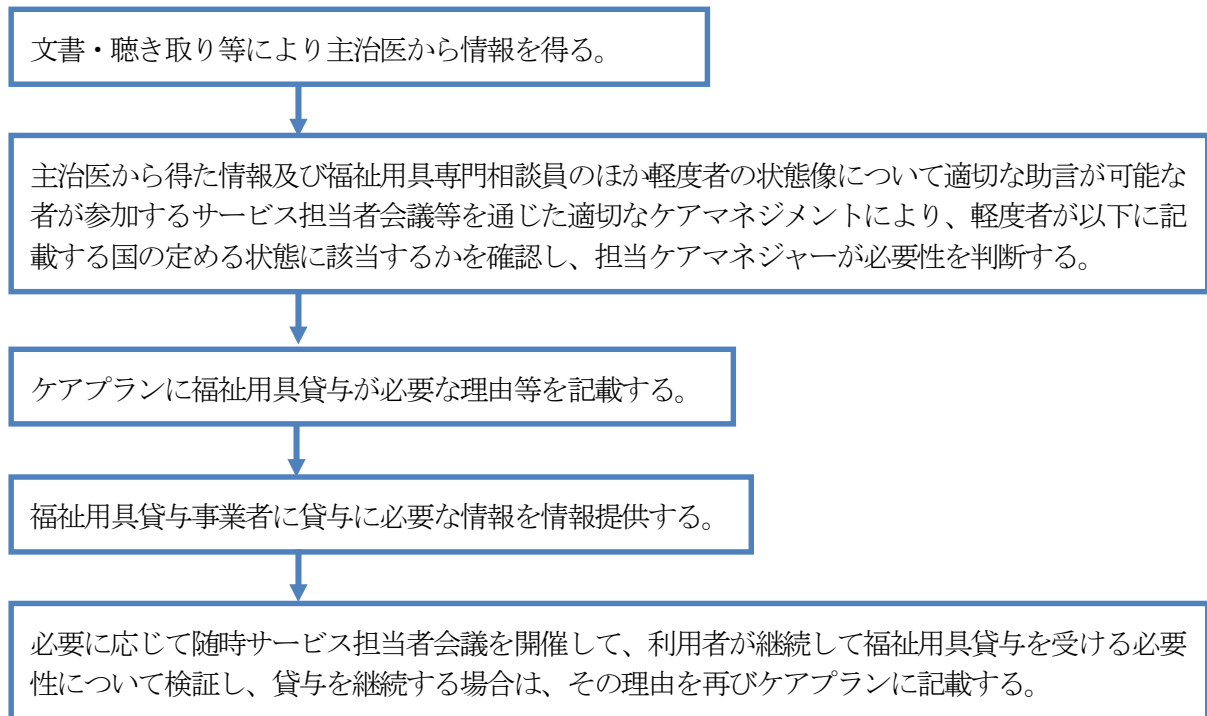
- ※ 福祉用具貸与事業者に認定調査票等の写しを送付する場合は、事前（契約時の個人情報利用の同意を得る際など）に、福祉用具貸与事業者に認定調査票等を提示することについて、利用者の同意を得ておく必要があります。
- ※ 移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断してください。
その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。
- ※ 上記手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、追加した福祉用具について上記手順による判断が必要です。

○ 国の定める状態

種 目	国の定める状態	判定方法
車いす及び車いす付属品	日常的に歩行が困難な者	基本調査 1-7 「歩行」 「3. できない」
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ・ 日常的に起きあがり困難な者	基本調査 1-4 「起き上がり」 「3. できない」
	・ 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「寝返り」 「3. できない」
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「寝返り」 「3. できない」
認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ・ 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	基本調査 3-1 「意思の伝達」 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査 3-2 「毎日の日課を理解」 基本調査 3-3 「生年月日をいう」 基本調査 3-4 「短期記憶」 基本調査 3-5 「自分の名前をいう」 基本調査 3-6 「今の季節を理解」 基本調査 3-7 「場所の理解」のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査 3-8 「徘徊」 基本調査 3-9 「外出して戻れない」 基本調査 4-1 「被害的」 基本調査 4-2 「作話」 基本調査 4-3 「感情が不安定」 基本調査 4-4 「昼夜逆転」 基本調査 4-5 「同じ話をする」 基本調査 4-6 「大声を出す」 基本調査 4-7 「介護に抵抗」 基本調査 4-8 「落ち着きなし」 基本調査 4-9 「一人で出たがる」 基本調査 4-10 「収集癖」 基本調査 4-11 「物や衣類を壊す」 基本調査 4-12 「ひどい物忘れ」 基本調査 4-13 「独り言・独り笑い」 基本調査 4-14 「自分勝手に行動する」 基本調査 4-15 「話がまとまらない」のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	・ 移動において全介助を必要としない者	基本調査 2-2 「移動」 「4. 全介助」以外
移動用リフト（つり具の部分を除く。）	次のいずれかに該当する者 ・ 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査 1-8 「立ち上がり」 「3. できない」
	・ 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「移乗」 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」
自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）	次のいずれにも該当する者 ・ 排便が全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「排便」 「4. 全介助」
	・ 移乗が全介助を必要とする者	基本調査 2-1 「移乗」 「4. 全介助」

● 要件2の詳細

○ 要件に該当する場合の手順



○ 国の定める状態

種 目	国の定める状態	判定方法
車いす及び車いす付属品	日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	上記のとおり
移動用リフト (つり具の部分を除く。)	生活環境において段差の解消が必要と認められる者	上記のとおり

○ 注意点

※ 宇和島市への確認手続きは必要ありません。

※ 車いすの貸与における「短距離歩行はできる方」、「屋内移動の支援は必要でない方」等について、一律的に「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」に該当しないという判断は妥当ではありません。

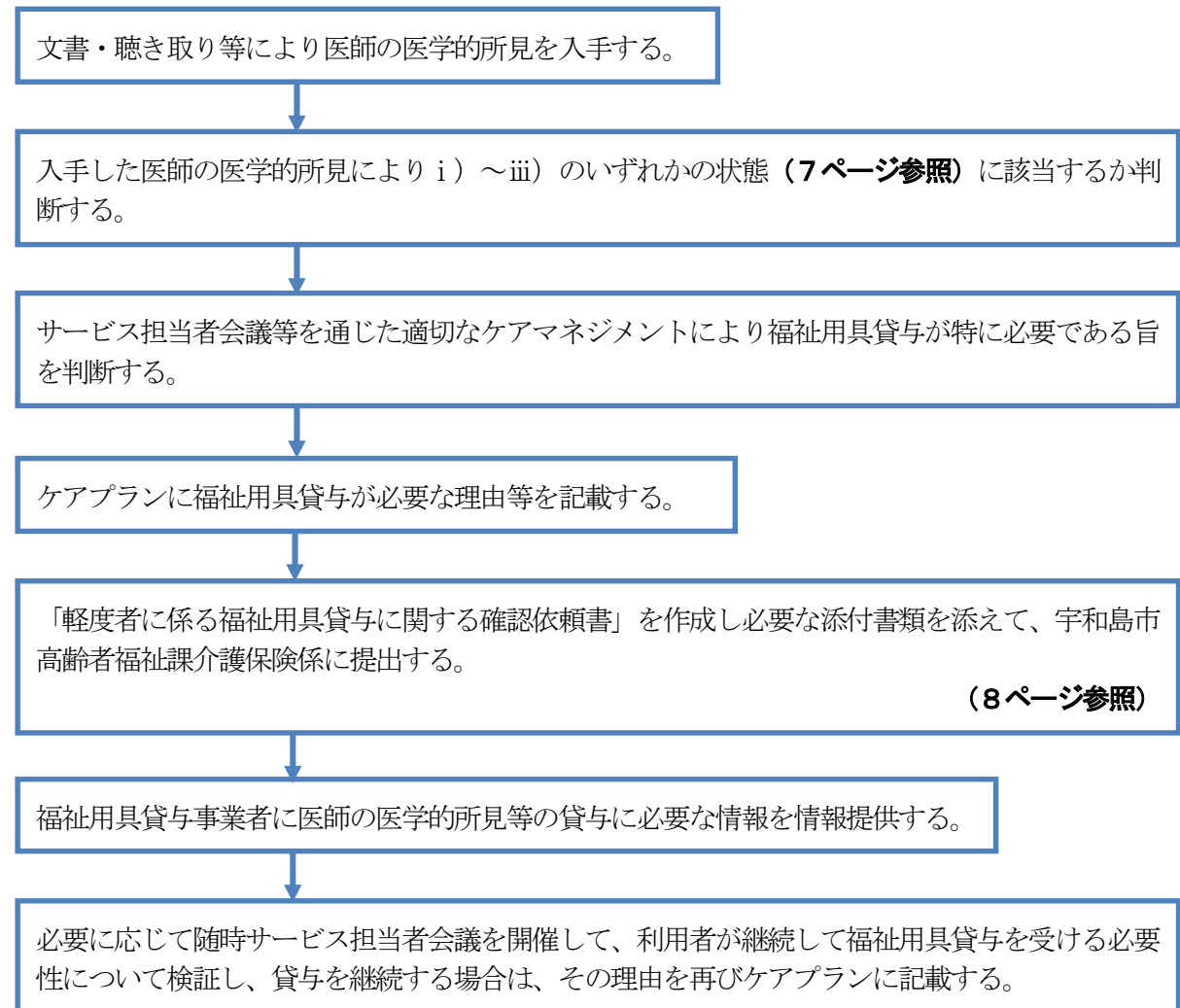
※ 聴き取りにより主治医から情報を得た場合は、聴取日時、聴取方法、聴取した内容、医師の氏名等をケアプランに記載する必要があります。

※ 主治医から得た情報については、主治医意見書や主治医による診断書による確認も可能です。

※ 上記手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、追加した福祉用具について上記手順による判断が必要です。

● 要件3の詳細

○ 要件に該当する場合の手順



○ 注意点

- ※ 医師の医学的所見とは、「特殊寝台が必要」などという意見を医師からもらうのではなく、i) ~ iii) のどの状態に該当するかを判断するための根拠となる医学的所見のことです。
- ※ 福祉用具貸与事業者に医師の医学的所見を情報提供する場合は、事前（契約時の個人情報利用の同意を得る際など）に、福祉用具貸与事業者に医師の医学的所見等を情報提供することについて、利用者の同意を得ておく必要があります。
- ※ 聴き取りにより医師の医学的所見を得た場合は、聴取日時、聴取方法、聴取した内容、医師の氏名等をケアプランに記載する必要があります。
- ※ 医師の医学的所見については、主治医意見書や医師による診断書による確認も可能です。
- ※ 宇和島市による確認には有効期限があります。期限到来後も軽度者に該当し、継続して貸与をする場合は、再度上記の手続きが必要です。
- ※ 上記手順により、軽度者に対する福祉用具貸与を判断した後で、追加で対象外種目の福祉用具を貸与する場合は、追加した福祉用具について上記手順による判断および確認手続きが必要です。

○ i) ~ iii) の状態

事例類型	状態像	主な事例内容（概略）
i) 状態の変化	<p>疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に国の定める状態（4ページ参照）に該当する者 （例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）</p>	<p>パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・増悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、国の定める状態（4ページ参照）となる。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト</p>
		<p>重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって、国の定める状態（4ページ参照）となる。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト</p>
ii) 急性増悪	<p>疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに国の定める状態（4ページ参照）に該当することが確実に見込まれる者 （例 がん末期の急速な状態悪化）</p>	<p>末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で国の定める状態（4ページ参照）となる。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動用リフト</p>
iii) 医師禁忌	<p>疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から国の定める状態（4ページ参照）に該当すると判断できる者 （例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）</p>	<p>重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台</p>
		<p>重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台</p>
		<p>重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 ・特殊寝台</p>
		<p>脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器</p>
		<p>人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。 《必要となる福祉用具》 ・移動用リフト</p>

※上記の事例内容（概要）は、あくまでも i) ~ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎません。また、逆に上記の事例内容（概要）の状態以外の者であっても、i) ~ iii) の状態であると判断される場合もあります。

○ 宇和島市への確認手続き方法

1 提出書類

- ① 軽度者に対する福祉用具貸与の確認依頼書
- ② 医師の医学的所見、氏名及び所属医療機関名が確認できる書類の写し
 - ・主治医意見書
 - ・医師の診断書
 - ・サービス担当者会議の要点 など
- ③ 貸与が特に必要である旨が判断されているサービス担当者会議の記録書類の写し
 - ・サービス担当者会議の要点
 - ・介護予防支援経過記録 など

2 確認依頼者

介護支援専門員等のサービス計画作成担当者

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・指定介護予防支援事業者
- ・指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業者
- ・指定複合型サービス事業者
- ・外部サービス利用型指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者

※サービス計画を被保険者自らが作成するものとして市に届け出ている場合は、当該被保険者自身が確認依頼者となります。

3 提出期限

原則として、サービス利用開始前

宇和島市による確認の有効期限の到来による、再度の手続きの場合は有効期限の終了前

4 宇和島市による確認の有効期間

原則として、確認依頼書に記載された貸与開始日から要介護（支援）認定の有効期間終了日まで

区分変更認定等を受けた場合は、当該認定の有効期間開始日の前日まで

5 確認済みの通知

当該判断が必要な方法に基づくものと確認でき次第、確認依頼者に対して電話及び確認通知書により通知します。

6 提出先・問い合わせ先

宇和島市 高齢者福祉課 介護保険係

〒798-8601 宇和島市曙地1番地 0895-24-1111

※各支所でも確認依頼書の受け付けは可能です。

吉田支所 福祉環境係 〒799-3792 宇和島市吉田町東小路甲70番地 0895-52-1111

三間支所 福祉環境係 〒798-1192 宇和島市三間町宮野下835番地 0895-58-3311

津島支所 福祉環境係 〒798-3392 宇和島市津島町岩松甲471番地 0895-32-2721

※ この文書及び確認依頼書の様式等は宇和島市ホームページ（トップページ > 暮らしの便利帳 > 健康・福祉 > 介護保険 > 軽度者に対する福祉用具貸与について）からダウンロード可能です。